

船舶事故調査報告書

令和6年6月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（水上岩）
発生日時	令和5年9月22日 13時05分ごろ
発生場所	徳島県阿南市伊島南東方沖 伊島灯台から真方位109°490m付近 （概位 北緯33°50.6′ 東経134°49.2′）
事故の概要	遊漁船清和丸 ^{せいわ} V ^{ファイブ} は、北北東進中、水上岩に衝突した。 清和丸Vは、船長及び釣り客3人が負傷し、船首部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和5年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 清和丸V、8.5トン TO2-5066（漁船登録番号）、個人所有 11.98m (Lr) × 3.63m × 1.14m、FRP ディーゼル機関、450.00kW、昭和62年1月 第252-14216号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 42歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 令和3年3月26日 免許証交付日 令和3年3月26日 （令和8年3月25日まで有効）
死傷者等	軽傷 4人（船長及び釣り客3人）
損傷	船首部外板に亀裂及び破口、船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 気温 約27℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客7人（うち負傷した釣り客3人を以下「釣り客A」、「釣り客B」及び「釣り客C」という。）を乗せ、令和5年9月22日05時00分ごろ阿南市橘港を出航した。 本船は、05時40分ごろ伊島西方沖で遊漁を始めたが、釣果が少なく、複数の釣り場を移動して、12時30分ごろ伊島南南東方沖1,000m付近の釣り場に達した。

船長は、この頃から軽い眠気を感じていたが、本事故当日の釣り場間の移動距離は短いので居眠りすることはないと思い、船体中央部にある操舵室の窓及び出入口を開け、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船を続けながら、更に次の釣り場に移動することとした。(写真1、写真2参照)



写真1 本船



写真2 船長の操船姿勢

本船は、移動を始める際、釣り客Aが右舷側の長椅子の船首方で頭部を船首に向けて横になり、釣り客B及び釣り客Cは、右舷側の長椅子の中央部で右舷側を向いて座り、それ以外の釣り客は、1人が右舷側の長椅子の船尾方で右舷側を向いて、3人が左舷側の長椅子に左舷側を向いて座っていた。(図1参照)

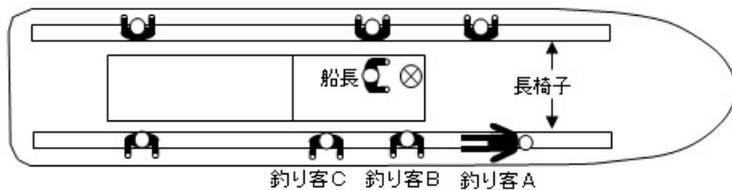


図1 船長及び釣り客の位置

本船は、13時00分ごろ伊島北東方沖の釣り場に向けて、約7ノットの対地速力で手動操舵により北北東進を開始した。

船長は、いつしか居眠りし始め、13時05分ごろ衝撃を受けて目を覚まし、船首方を見たところ、本船が伊島南東方沖の水上岩に衝突したことに気付き、機関を後進として岩場から離れた。(図2、図3参照)

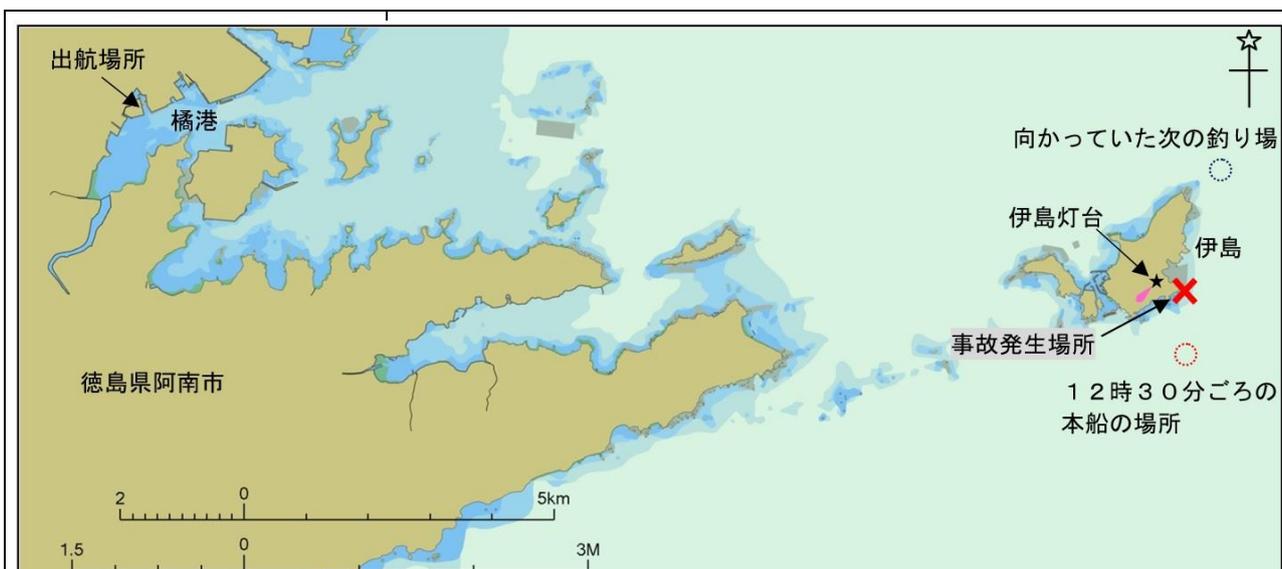


図2 事故発生経過概略図

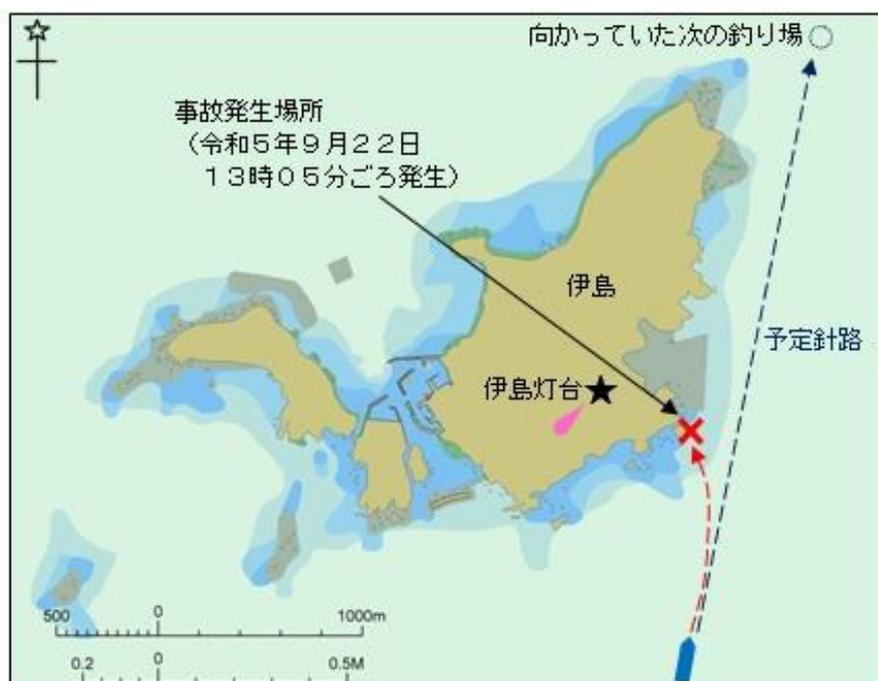


図3 事故発生経過概略図（拡大）

釣り客A、釣り客B及び釣り客Cは、衝突時の衝撃で前部甲板に投げ出されたり、長椅子に体を打ったりした。

船長は、自身の頭部から出血していたので急いで帰港することとし、釣り客の負傷状況及び本船の損傷状況を確認後、船舶所有者に本事故の発生を連絡して帰航を始めた。

船長は、橘港に到着後、119番通報して救急車を要請した。

船長は、救急車により病院に搬送され、また、負傷していた釣り客3人は、船舶所有者及び釣り客の車で病院に向かい、船長が前額部割創、釣り客Aが頸椎捻挫、釣り客Bが左頬打撲、釣り客Cが左肋骨捻挫とそれぞれ診断された。

<p>その他の事項</p>	<p>船長は、伊島北東方沖の釣り場に向けて移動を始めた際、針路を北北東方に定めて手動操舵により操船していたが、居眠りした後、無意識のうちに左舵を取っていたのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故発生日前の3日間休暇をとっていて、本事故発生日前夜は6～7時間の睡眠をとっていたので、疲労は感じていなかった。</p> <p>船長及び釣り客7人は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、伊島南南東方沖を北北東進中、船長が居眠りし、伊島南東方沖の水上岩に向かって左舵を取っていることに気付かずに航行を続けたことから、同水上岩に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、伊島南南東方沖1,000m付近の釣り場に達した頃から軽い眠気を感じていたが、本事故当日の釣り場間の移動距離は短く居眠りすることはないと思ひ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船を続けたことから、覚醒水準が低下して居眠りしたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、伊島南南東方沖を北北東進中、船長が居眠りし、伊島南東方沖の水上岩に向かって左舵を取っていることに気付かずに航行を続けたため、同水上岩に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、眠気を感じた場合には、同じ姿勢で操船を続けずに時々体を動かす、カフェインを含む飲料を摂取するなどして、居眠り運航の防止措置を採ること。 ・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。